



KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 21

November 2016

会計トピック②

IFRS第4号の改訂（「IFRS第9号『金融商品』の
IFRS第4号『保険契約』との適用」）の概要

kpmg.com/jp



IFRS第4号の改訂（「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」）の概要

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部 シニアマネジャー 加賀 直樹

国際会計基準審議会（IASB）は、2016年9月12日に現行の保険契約会計基準であるIFRS第4号の改訂（「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」（以下「本改訂」という）を公表しました。

IASBは現在、IFRS第4号に代わる新しい保険契約の会計基準の開発を行っていますが、当該新基準の適用前に、新しい金融商品会計基準であるIFRS第9号が適用されることに関して、一時的に会計上のミスマッチおよびボラティリティが増大する可能性があるため、市場関係者から懸念が示されていました。

本改訂は当該懸念に対処したものであり、現行IFRS第4号を改訂し、IFRS第9号の適用を一時的に免除する（IFRS第9号の一時的免除）、もしくは当期純損益の一部をその他の包括利益（OCI）に振り替える（上書きアプローチ）という例外的な取扱いを認めるものです。本稿では、このIFRS第4号の改訂の概要について解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



加賀 直樹
かが なおき

【ポイント】

- 一定の要件を満たす場合、以下のいずれかの適用が認められる
 - a) 保険業を主たる事業として行っている企業は、一定期間IFRS第9号の適用を延期し、IAS第39号を適用することを選択できる（IFRS第9号の一時的免除）
 - b) 指定した適格金融資産については、新しい保険契約の会計基準が適用開始されるまでの間、IFRS第9号適用に伴う当期純損益の変動（IAS第39号と比較した場合のPLインパクト）をOCIに振り替えることができる（上書きアプローチ）
- IFRS初度適用企業についても、上記のいずれかの適用が認められる

I. IFRS第4号改訂の背景 - IFRS第9号の適用に伴う保険者への影響

IASBは、2014年7月に最終版のIFRS第9号「金融商品」を公表しました。IFRS第9号には金融商品の分類および測定に関する規定が含まれており、その適用日は2018年1月1日以降開始する報告期間とされています（早期適用も可能）。一方、IASBが長年進めてきた、現行のIFRS第4号「保険契約」を新しい保険契約の会計基準に差し替えるプロジェクトについては、近く最終基準化される見通しですが、公表日から適用日までに3年程度の準備期間を認める予定です。このため、その適用日は最短で2020年以降とIFRS第9号の適用日より遅れることが見込まれています。

保険業界は、この両基準書の適用日の相違について、短期間に連続して2つの主要な会計基準の変更が続くことや、IFRS第9号の分類および測定規定が新しい保険契約の会計基準より前に適用されることに伴い、IAS第39号と比較して会計上のミスマッチおよび当期純損益およびその他の包括利益(OCI)のボラティリティが一時的に増大する懸念を表明してきました。また、これらは同時に、財務諸表作成者と利用者の双方に負担と煩雑さの増加を招くおそれがありました。

IASBは、これらの懸念に対処するためのIFRS第4号の改訂案を2015年12月に公表し、そこへ寄せられたコメントへの対応を経て、本改訂を2016年9月に公表しました。

本稿では、この本改訂の概要について解説します。

II. 本改訂の内容

1. 概要

本改訂では、図表1に示すように、IFRS第9号の一時的免除および上書きアプローチの2つの選択肢が導入されました。いずれの選択肢も、その適用は任意とされています。

2. IFRS第9号の一時的免除

(1) 概要

IFRS第9号の一時的免除は、下記の両方の要件を充たす場合、2018年1月1日以降開始する報告期間から、2021年1月1日より前に開始する報告期間において、IFRS第9号ではなく、IAS第39号を、全ての金融資産および金融負債に対して、適用することが認められます（改訂IFRS第4号（以下参照項数は別基準の明記が無い限りは改訂IFRS第4号を指す）20A項、20B項、35A項）。

【図表1 IFRS第9号の一時的免除と上書きアプローチ】

	IFRS第9号の一時的免除 (II2. (1)参照)	上書きアプローチ (II3. (1)参照)
内容	IFRS第9号の適用が一時的に免除され、引き続きIAS第39号「金融商品：認識および測定」を適用することができる	適格指定金融資産について、IFRS第9号適用上の当期純損益認識額とIAS第39号適用上の当期純損益認識額の差額を、当期純利益からOCIに振り替えて表示することができる
主な効果	新しい保険契約の会計基準適用までの間に生じる、 当期純損益およびOCI双方 における一時的な会計上のミスマッチおよびボラティリティ増大を抑制できる	新しい保険契約の会計基準適用までの間に生じる、 当期純損益 における一時的な会計上のミスマッチおよびボラティリティ増大を抑制できる
対象となる金融商品	IFRS第9号の適用対象となるすべての金融資産および金融負債	適格指定金融資産
適用対象企業	<ul style="list-style-type: none"> 以前にIFRS第9号のいずれのバージョンも適用したことがない(ただし、純損益を通じて公正価値で測定する(FVTPL)区分に指定した金融負債の自己の信用リスクの表示に関する規定を除く)、かつ、 その活動が広く保険に関連している企業 	保険契約を発行する全ての企業
開示	IAS第39号に基づく開示に加えて、IFRS第9号に基づく開示の一部も求められる(III2. 参照)	IFRS第9号に基づく開示に加えて、上書きアプローチ適用に係る開示も求められる(III3. 参照)
適用開始日	2018年1月1日以降開始する報告期間	IFRS第9号の初回適用時点(従前IFRS第9号の一時的免除を適用していた場合も含む)
適用終了日	2021年1月1日より前に開始する報告期間で適用終了	新しい保険契約の会計基準の適用開始時点で適用終了

- 以前にIFRS第9号のいずれのバージョンも適用したことがない
- 企業の活動が広く保険に関連している

企業の活動が広く保険に関連しているか否かの判定は、報告企業(IFRS財務諸表を公表する企業)レベルで行われます(BC252項、BC260-263項)。ただし、IFRS第9号における、純損益を通じて公正価値で測定(FVTPL)するものとして指定した金融負債に係る利得または損失の表示に関する規定については、一時的免除を適用する企業においても当該表示のみIFRS第9号を適用することが可能です(20C項、IFRS第9号5.7.1(c)項、同5.7.7-5.7.9項、同7.2.14項、同B5.7.5-B5.7.20項)。

IFRS第9号の適用を既に開始している企業については、適用しているIFRS第9号がどのバージョンのものであっても、IFRS第9号の適用を中止しIAS第39号に戻すことは認められていません。ただし、FVTPLに指定した金融負債に係る利得または損失の表示に関する規定のみ部分的に早期適用していた場合には、上記と同様に、その他のIFRS第9号の規定について一時的免除を適用可能です（20B項、IFRS第9号5.7項1(c)、同 5.7.7-5.7.9項、同7.2.14項、同B5.7.5-B5.7.20項）。

- IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約から生じる負債（保険契約から区分された預り金要素または組込デリバティブを含む）
- IAS第39号のもとでFVTPLで測定される非デリバティブ投資契約負債（IFRS第9号のもとでFVTPL指定された金融負債を含む）
- 保険会社が上記契約の発行に伴い生じるその他の負債または契約に係る義務履行に伴い生じるその他の負債（以下を含む）
 - 保険契約および保険契約に対応する資産から生じるリスクを軽減するために用いられるデリバティブ
 - 保険事業に係る従業員給与を含む従業員給付負債
 - 規制上資本に算入される負債商品

(2) 企業の活動が広く保険に関連しているか否かの判定

企業の活動が広く保険に関連しているか否かは、2016年4月1日の直前の年次報告日時点に判定することとされています（20B (b)項）。

企業の活動が「広く保険に関連している」と認められるためには、以下の要件を満たすことが必要となります（20D項、35A項）（図表2参照）。

企業の総負債の帳簿価額合計に対する保険に関連する負債の帳簿価額合計の割合が80%超～90%以下の場合、企業は非保険関連の重要な活動を行っていないかどうか判定を行う必要があります。この判定に際しては以下の二つの要素を考慮に入れる必要があります（20D (b) (ii)項、20F項）。

- 企業の総負債の帳簿価額合計に対する、保険に関連する負債の帳簿価額合計の割合が：
 - 90%超、または
 - 80%超～90%以下、かつ、企業は非保険関連の重要な活動を行っていない。

- 収益獲得および費用発生を伴う活動のみを検討対象とすること、かつ
- 公開情報を含む質的・量的要素（財務諸表利用者が業界区分に利用する公開情報を含む）

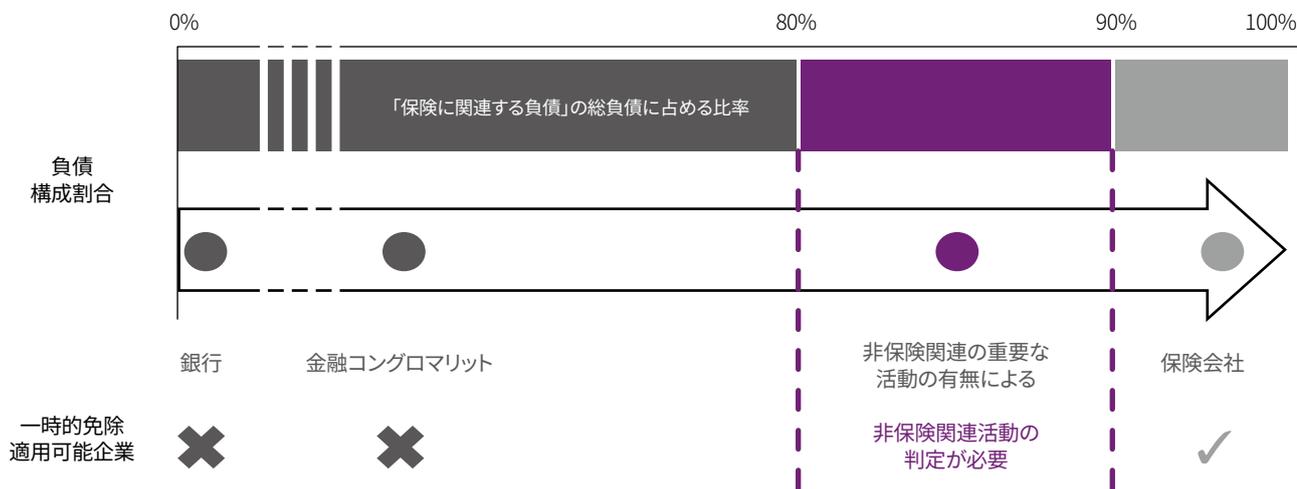
「保険に関連する負債」には、以下の負債が該当します（20D (a)項、20E項、BC255 (b)項）。

(3) 広く保険に関連しているか否かの再判定

上述の初回判定以降の期間において、企業活動の変更があった場合には再判定が要求されるか、または認められます（20G項）。

「企業活動の変更」とは、内外に変化が生じた結果として上級経営者によって決定された事項であること、企業の運営上重要な変更であること、外部に明示できることが必要な要件となります（20H項）。

【図表2 「広く保険に関連している活動」の判定】



ただし、この「企業活動の変更」は非常に稀と想定されており、例えば、企業運営上重要な一事業の購入、売却、廃止については再判定の対象となる可能性があるものの、企業活動に影響を与えない資本調達方法の変更や、財政状態計算書上の負債にまだ影響していない将来における事業売却計画などは、この再判定において前提となる「企業活動の変更」とは認められません(20H-I項)。

(4) 連結グループへの影響

II 2. (1)に記載のように、IFRS第9号の一時的免除の要件を満たすか否かの判定は、報告企業レベルで行われます。そのため、IFRS第9号の一時的免除の要件を満たす連結グループであって、グループ内に個別に報告企業である子会社がある場合には、それらの子会社においてIAS第39号とIFRS第9号の両方の基準で財務情報を作成する必要性が生じる可能性があります。これは例えば、グループ内の子会社が一時的免除の要件を満たさない、あるいは要件を満たすが一時的免除を選択しないケースが該当します。

保険会社が一時的免除を選択する際、上記のようなケースにおいてIAS第39号とIFRS第9号の両方で報告しなければならぬ子会社の作成負担や煩雑さを十分検討したうえで決定する必要があります。

(5) 関連会社および共同支配企業に対する投資における一時的免除

IAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」に基づき、関連会社および共同支配企業に対する投資に持分法を適用する場合には統一した会計方針を適用することが要求されています(IAS第28号35-36項)。

しかし、IFRS第9号の一時的免除の適用上、負荷軽減のための例外として、企業はその投資先において決定された会計方針を自社に合わせるための修正は求められません。自社がIFRS第9号を適用している場合には、一時的免除を適用している投資先の会計処理を修正することなくそのまま適用することができ、その逆も可能とされています。さらに、当該取扱いは投資先ごとに別個に適用することが可能とされています(200項、20P項、BC278-279項)。

3. 上書きアプローチ

(1) 概要

「上書きアプローチ」は、適格指定金融資産に関して、IFRS第9号で認識される損益とIAS第39号で認識される損益の差額を、IFRS第9号を適用した結果生じる当期純損益からOCIに振り替えて表示する方法のことをいいます(35B項)。

上書きアプローチは、IFRS第4号の適用範囲となる保険契約を発行しており、IFRS第4号とともにIFRS第9号を適用する企業であれば適用が認められます(3(b)項、5項)。

上書きアプローチの選択は、IFRS第9号の初回適用時にのみ認められていますが、これには以下の場合も含まれます(35C項)。

- 従前IFRS第9号の一時的免除を適用していた場合
- 従前IFRS第9号上FVTPLに指定した金融負債に係る利得または損失の表示に関する規定のみ適用していた場合(IFRS第9号5.7.1(c)項、同5.7.7-5.7.9項、同7.2.14項、同B5.7.5-B5.7.20項)

上書きアプローチの適用対象となる適格金融資産は、以下の両方の要件を満たす必要があります(35E項、BC240項)。

- IFRS第9号を適用すればFVTPLで測定されるが、IAS第39号を適用していたならばその全体がFVTPLでは測定されなかったであろう金融資産であること
- IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約と無関係な活動に関連して保有される金融資産ではないこと(IFRS第4号の適用範囲外とされる投資契約に係るファンドとして保有される金融資産は除外されるが、保険規制上の要求あるいは保険事業のための内部留保目的で保有する金融資産は認められる)

適格金融資産の指定は個々の金融資産ごとに行うことが認められていますが(35G項)、これは最初に上書きアプローチの適用を選択した際に行う必要があります、その後は以下の場合に限り指定が認められます(35F項)。

- 金融資産の当初認識時
- 従前、適格要件を満たしていなかった金融資産が要件を新たに満たした時

金融資産が適格要件を満たさなくなった場合には、上書きアプローチの指定解除を行い、OCIに計上された累計額を当期純損益に振り替えることが求められます(35I(a)項、35J項)。

なお、上書きアプローチは、新しい保険契約の会計基準が適用前に中止することも認められますが、この中止は報告期間の期首でのみ行うことができます。また、この場合には会計方針の変更としてIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づき、実務上可能な期間に亘って遡及適用が求められます(35I(b)項、IAS第8号19-25項)。

(2) 関連会社および共同支配企業に対する投資

上書きアプローチについては、IFRS第9号の一時的免除と異なり、IAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」

に基づく、統一会計方針の適用除外は認められていません。これは、適格金融資産の指定が個々の資産ごとに認められており、全ての適格金融資産に一律に上書きアプローチを適用する必要がないためです（BC281項）。

4. IFRS 初度適用企業

(1) 概要

IFRS初度適用企業においても、それぞれの適用要件と同一の要件を満たした場合には、IFRS第9号の一時的免除および上書きアプローチの適用が認められます。

IFRS第9号の一時的免除に関する適用については、通常と同様に、2016年4月1日の直前の年次報告日時点におけるIFRS上の負債の帳簿価額を用いて判定することになります（20B（b）項、20L項）。

一方、上書きアプローチを適用するIFRS初度適用企業は、IFRS第9号に基づく比較情報を修正再表示する場合、当該比較情報においても上書きアプローチを反映させる必要があります（35N項、IFRS第1号E1-2項）。

(2) IFRS初度適用企業における考慮事項

IFRS初度適用企業にもIFRS第9号の一時的免除および上書きアプローチの適用が認められたことで、保険業界における比較可能性が高まることが期待できます。

しかしながら、IFRS初度適用企業は同時に、その初度適用の際にIAS第39号（IFRS第9号の一時的免除を適用する場合はその全て、上書きアプローチを適用する場合はIAS第39号の一部およびIFRS第9号）を含む、該当する全てのIFRSの要求を適用することが求められます。この点、IFRS初度適用企業においては、IFRS第9号の一時的免除または上書きアプローチを適用する場合、その限られた短い期間のためにIAS第39号用のシステムおよびプロセスを導入することが、本改訂によらずにIFRS第9号を適用する場合と比較して費用対効果があるか否か吟味する必要があります。

Ⅲ. 開示

1. 目的

開示は、財務諸表利用者側で以下の事項が可能となるための情報を明らかにすることを目的としています。

なお、本改訂の発効前の報告期間においては、IFRS第9号の一時的免除の適用予定の有無を含む、本改訂による影響予想について開示する必要があります（BC273項、IAS第8号30項）。

	IFRS第9号の一時的免除における開示（39B項）	上書きアプローチにおける開示（39K項）
財務諸表利用者側からみた開示の目的	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社がIFRS第9号の一時的免除要件をどのように満たしたかの理解 IFRS第9号の一時的免除適用企業とIFRS第9号適用保険会社の比較 	<ul style="list-style-type: none"> 当期純損益からOCIに振り替えられた上書き調整合計額がどのように算定されたかの理解 上書き調整の財務諸表における影響額の理解

2. IFRS 第9号の一時的免除

(1) 一時的免除適用要件に係る開示

IFRS第9号の一時的免除に係る適用要件に関しては、企業が当該適用要件を満たすことをどのように結論付けたか開示することが求められており、企業の負債構成（Ⅱ2.（2）参照）に応じて以下の追加開示が要求されます（39C項）。

- 負債構成90%以下の場合： IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約から生じる負債ではない、「保険に関連する負債」（Ⅱ2.（2）参照）の内容および帳簿価額
- 負債構成80%超～90%以下の場合： 当該保険会社が非保険関連の重要な活動を行っていないと判定した理由および当該判定に用いられた情報
- 「広く保険に関連しているか否かの再判定」（Ⅱ2.（3）参照）に基づき、適用要件を満たした場合： 再評価の理由、企業活動の変更が生じた日付、当該企業活動の変更の内容および財務諸表上の影響

また、従来一時的免除を適用していた企業が、その後適用要件から外れたと結論付けた場合にも同様の開示が求められます（39D項）。

(2) 財務諸表比較可能性のための開示

一時的免除適用企業であっても、IFRS第9号適用企業との比較可能性確保のため、以下の二つのグループそれぞれについて別個に、その公正価値および当該報告期間における公正価値の変動を開示することが求められます（39E項）。

- IFRS第9号上のSPPIテスト（償却原価適用の要件である、契約上のキャッシュフローが元本および利息支払いのみであるか否かのテスト（IFRS第9号4.1.2(b)項、4.1.2A(b)項））に合致、かつ、売買目的でないあるいは公正価値ベースで管理・評価されていない金融資産
- 上記以外の全ての金融資産（SPPIテストに合致しない、売買目的である、公正かつベースで管理・評価されている金融資産）

SPPIテストに合致、かつ、売買目的でないあるいは公正価値ベースで管理・評価されていない金融資産については、さらに以下の開示も求められます(39G項)。

- 信用格付けごとのIAS第39号上の帳簿価額
- 報告日現在で信用リスクが低い金融商品(IFRS第9号B5.5.22項参照)については、その公正価値およびIAS第39号上の帳簿価額

(3) 開示上の留意事項

上述のとおり、IFRS第9号の一時的免除を適用したとしても、IFRS第9号の開示が要求されないわけではなく、一時的免除においてもIFRS第9号の開示の一部が実質的に導入されていることに留意が必要です。

ユニットリンクファンドに関しては、当該金融資産が公正価値ベースで管理・評価されているかあるいは売買目的で保有されている場合には、それが保険契約または投資契約のいずれの契約に基づくものであっても、当該開示要求に基づくSPPIテストの実施は求められません。

ただし、SPPIテストの適用除外には、会計上のミスマッチ解消のためにFVTPL指定された金融資産は含まれないことに留意が必要です。

SPPIテストはIAS第39号上要求されていなかった手続になるため、IFRS第9号のシステム対応においては、一時的免除の期間も含め、どのシステムの開発スケジュールを早め、関連する追加コストがいくら必要かを検討する必要があります。

3. 上書きアプローチ

上書きアプローチでは、上述のように当期純損益からOCIに振り替えられた上書き調整合計額の算定方法および上書き調整による財務諸表上の影響について財務諸表利用者が理解できるようにする目的から、以下の主要項目を含む開示が求められます(39L項)。

- 上書きアプローチの適用対象とする金融資産の指定の基礎
- 上書き調整合計額がどのように算定されたかに係る説明
- 上書き調整によって影響を受ける各損益計算書項目とその影響額

また、金融資産の指定を変更する場合、持分法を適用している関連会社および共同支配企業に対する投資に上書きアプローチを適用する場合には、追加の開示が要求されます(39L(f)項、39M項)。

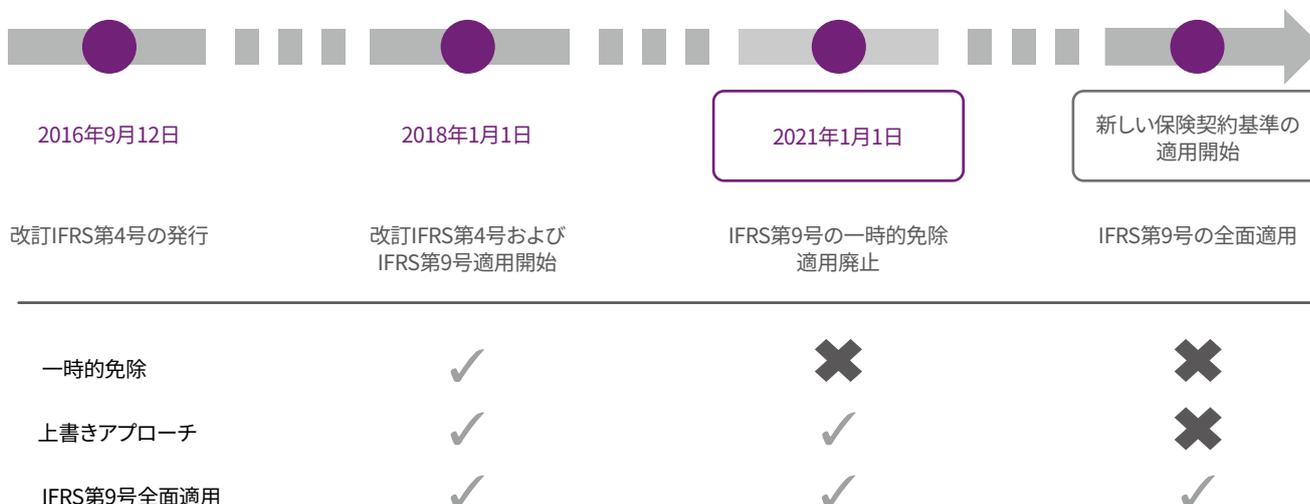
IV. 適用日・廃止日および移行措置

1. 適用日と廃止日

(1) 本改訂に係るタイムライン

本改訂のうち、IFRS第9号の一時的免除に係る適用日は、2018年1月1日以降開始される報告期間とされています。一方、上書きアプローチに係る適用日は、IFRS第9号の初回適用時点とされています(図表3参照)。

【図表3 2021年より後に新しい保険契約の会計基準が適用になった場合】



(2) IFRS第9号の一時的免除

IFRS第9号の一時的免除は、2021年1月1日以前に開始する報告期間まで適用することができ、新しい保険契約の会計基準が適用になった段階で廃止される予定です。新しい保険契約の会計基準が2021年1月1日以前に開始する報告期間までに適用にならない場合、一時的免除は廃止されますが、上書きアプローチの選択は引き続き可能です。上書きアプローチにはあらかじめ定められた廃止日が設けられておらず、IFRS第9号の一時的免除を適用した後においても、IFRS第9号の初回適用時点で上書きアプローチの適用が可能とされています(20A項、35C(a)項)。

なお、一時的免除の廃止前であっても、広く保険に関連しているか否かの再判定(II 2.(3)参照)の結果、一時的免除の適用を中止することがあります。この場合は、以下のいずれか早い時点までIAS第39号の適用を継続することができます(20J項)。また、2021年1月1日以降開始する報告期間よりも前に一時的免除の適用を中止し、IFRS第9号を適用開始することも認められています(20K項)。

- 再判定直後に開始する報告期間の終了時点
- 一時的免除の廃止日(2012年1月1日)よりも前に開始する最後の報告期間

なお、IASBが一時的免除に明確な廃止日を定めたのは、この一時的免除があくまで新しい保険契約の会計基準までの移行期間に係る例外的規定であり、これが長期にわたって存続することがないとのメッセージを利害関係者に与えるためと考えられます。したがって、一時的免除の容認にあたっては、IFRS第9号と新しい保険契約の会計基準の適用日の差異を短期間に留めることが前提とされており、廃止日の規定についてもそれに伴って盛り込まれたものと考えられます(BC276項)。

(3) 上書きアプローチ

上書きアプローチは、IFRS第9号を最初に適用するとき、もしくは、最初に全面適用する際のみ認められます(II 3.(1)参照)。上書きアプローチの適用開始以降は、どの報告期間においてもその期首において上書きアプローチの適用を中止してIFRS第9号の全面適用を開始することが認められています(35I(b)項)。ただし、新しい保険契約の会計基準の適用日以降は、上書きアプローチの適用は認められません(BC277項)。

2. 移行措置

本改訂を適用に際しては、以下の移行措置を行うことが求められます。

	IFRS第9号の一時的免除	上書きアプローチ
適用開始時	一時的免除で要求される開示上(III 2. 参照)、必要な範囲内でIFRS第9号の移行措置が適用可能(47項)	上書きアプローチは遡及適用され、指定金融資産のIFRS第9号上の公正価値と、IAS第39号上の帳簿価額との差額については、適用開始時のOCIの期首残高の調整として認識する。 IFRS第9号に従い比較情報の修正再表示を行う場合、かつその場合にのみ、上書きアプローチの適用を反映した比較情報の修正再表示を行う(49項)。
適用終了時	IFRS第9号の移行措置に準ずる	IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づき、会計方針の変更について開示し、実務的に不可能でない範囲で遡及適用を行う(35I(b)項、IAS第8号19-25項)。

なお、保険業界では、新しい保険契約の会計基準の適用前に金融資産の分類を行うことに対して懸念を表明していましたが、これに対しIASBは、新しい保険契約の会計基準における移行措置として、その初回適用時にIFRS第9号を既に適用している企業が金融資産の分類に係る事業モデル判定基準について再度検討し、金融資産のFVTPLおよびFVOCIへの再指定を容認することを検討するとしています。

V. おわりに

本稿では、IFRS第9号の適用に関する例外的な取扱いを認める、IFRS第4号改訂の概要について紹介しました。

IFRS初度適用企業に係る取扱いについては2015年12月公表の公開草案から修正され、IFRS第9号の一時的免除および上書きアプローチの双方ともIFRS初度適用企業にも認められることになりました。そのため、2021年1月1日より前に開始する報告期間においてIFRS適用を予定する日系保険会社においても選択肢として検討することが可能になりました。

本改訂は保険業界がこれまで主張してきた会計上のミスマッチおよび一時的なボラティリティの増大への懸念に対処するものであり、前述のように費用対効果を吟味した上でその適用が検討されるものと考えられます。

【参考文献】

KPMG IFRG Limited: Amendments to IFRS 4, Applying IFRS 9 Financial Instruments with IFRS 4 Insurance Contracts, First Impressions, September 2016.

【関連トピック】

IASB 公開草案「IFRS第9号『金融商品』とIFRS第4号『保険契約』の適用（IFRS第4号の改訂案）」の概要
（KPMG Insight Vol.17/Mar 2016）

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部

シニアマネジャー 加賀 直樹

TEL：03-3548-5101（代表番号）

naoki.kaga@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.